

『**広川町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付事業**』

広川町では、震災に強いまちづくりを目的に、平成26年8月1日から住宅の耐震化を促進する支援策の一つとして「**広川町木造戸建て住宅耐震改修補助金交付事業**」を始めました。昭和56年5月31日以前に工事に着工された木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助するものです。

住宅の耐震改修を予定されている方は、下記へご相談下さい。

■**事前相談**

申請者は、補助金の交付を受ける場合、工事契約～着手される前に、耐震改修工事を予定している住宅の内容などについて、町と事前協議が必要です。

※既に、工事に契約・着手している場合は、この事業の対象になりません。

■**補助対象住宅**

建築士が行った耐震診断（一般診断法又は精密診断法）の結果、建物の上部構造評点が1.0未満のもの（倒壊する可能性があるとして判定されたもの）を、建物全体を1.0以上に、または1階部分を1.0以上になるよう補強する工事を行う予定の木造一戸建て住宅（併用住宅を含む。）で、次に掲げる要件を全て満たすもの

- ① 広川町内に存在するもの
- ② 昭和56年5月31日以前に工事に着工したもの
- ③ 居住者がいること又は耐震改修工事後に居住する予定者がいること
- ④ 耐震改修工事により建築基準法及び関係法令の規定に違反するものでないこと



■**補助金の額**

耐震改修工事額の50%を補助 ただし、1戸当たり90万円を上限とする。



筋交いプレート



筋交い

★**事前相談及び問い合わせ先**

広川町 建設課 都市計画係

〒834-0115 八女郡広川町大字新代1804-1

TEL：0943-32-1157 FAX：0943-32-4287

E-mail：toshi@town.hirokawa.lg.jp